

令和7年5月14日

関 川 村 長

【定期予防接種】 （特例措置の対象者）日本脳炎予防接種のご案内

平成17年5月日本脳炎定期予防接種差し控え勧告により、受ける機会を逸した平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれで20歳未満の人は、特例措置による定期予防接種の対象者となります。

今回、村で4回の接種確認ができていない満18～19歳の方に再度ご案内します。

母子手帳にて接種状況を確認し、接種を希望される方は、下記及び、別紙「日本脳炎定期接種にあたって」等をよく読み、医療機関で接種してください。

1 対象者（接種対象年齢）

接種日時点で関川村に住所がある、平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方で日本脳炎の定期接種（全4回）が完了していない方

※特例措置による定期予防接種は、20歳の誕生日の前日まで

2 接種回数

4回 ※詳細は別紙をご確認ください。

※接種歴は、必ず母子健康手帳等でご確認ください

第1期（計3回接種）がまだ完了していない場合は、第1期の不足回数分から接種し、第2期（4回目：1回接種）まで完了させてください。

3 接種費用

無料 ※ただし、接種対象年齢を過ぎると無料で接種できなくなりますのでご注意ください。

4 予約方法

裏面の「日本脳炎ワクチン接種実施医療機関」に直接電話し、予約してください。

5 当日、医療機関へ持参するもの

(1)母子健康手帳

(2)必要事項を記入した予診票（医療機関には予備はありません）

※今回送付した予診票は、村で確認した接種歴から未接種分の枚数を送付しております。
（昨年度送付した予診票は使えません。今回新たに送付した予診票をご使用ください）

6 その他

- ・治療中等の関係で、裏面以外の医療機関（県内）で接種する必要がある場合は、ご連絡ください（接種できる医療機関であるか村で確認します）。
- ・第2期まですでに接種が完了している場合、接種は不要です（任意接種を含む）。
- ・村から転出された場合は、村の予診票は使えませんので、ご注意ください。

裏面も必ずお読みください

○ 日本脳炎 特例措置について

平成 17 年 5 月に旧日本脳炎ワクチン（マウス脳由来）による重症 ADEM（急性散在性脳脊髄炎）事例が発生したため、国は積極的な接種勧奨を差し控えてきました。

国は平成 22 年度に 新ワクチン（乾燥細胞培養ワクチン）を承認し、特例措置を定めました。差し控えによって接種を受ける機会がなかった人は、特例措置により定期接種対象者として第 1 期や第 2 期を受けることができます。

日本脳炎ワクチン予防接種実施医療機関

地区名	医療機関名	電話番号	備考
関川村	関川診療所	64-1051	
	佐藤内科小児科医院	64-1047	
荒川地区	県立坂町病院 ※第 2 期（4 回目の方） のみ	（代表） 62-3111	・予約受付： 平日 午後 2～5 時 （ただし、木曜は午後 3 時半～5 時）
	荒川中央クリニック	50-5222	
神林地区	澤田医院	66-7811	
村上地区	羽鳥医院	52-3097	
	瀬賀医院	58-2220	
	肴町医科歯科医院	53-2781	
	さくら内科クリニック	53-1113	
	きむら内科クリニック	75-8500	

※こちらもご参考にしてください。

厚生労働省 定期予防
接種のよくある質問

※厚生労働省ホームページ



問い合わせ先：関川村 健康福祉課 健康推進班
電話 (0254) 64-1472 (直通)